

平成 30 年第 8 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 30 年 10 月 30 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及 び宣告	開会 平成 30 年 10 月 30 日 午前 9 時 35 分 議長 舟根 功 閉会 平成 30 年 10 月 30 日 午前 11 時 55 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	欠席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	欠席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	出席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	片岡 照光			池田 政隆		
事務局職員 の出席状況	事務 局長		係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 あっせん報告について 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (議事参与制限) 議案第 2 号 農用地利用配分計画(案)の作成について 議案第 3 号 農用地利用配分計画(案)の作成について(議事参与制限) 議案第 4 号 農用地利用配分計画の変更について(議事参与制限) 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 6 号 あっせんの申し出について 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (議事参与制限) 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、温水委員から欠席の連絡が入っております。日野委員からは他の会議があるため、遅れるとの連絡も入っております。

在任委員 13 名、出席委員 11 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 8 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により、4 番片岡委員、5 番池田委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向についてですが、10 月 12 日から 13 日に北見市でオホーツク農業委員会連合会役員会に出席しております。内容につきましては、平成 30 年度収支決算見込及び平成 31 年度予算（案）と全国農業委員会会長代表者集会等について協議しております。

詳細については事務局に資料を置いてありますのでご覧ください。

日程第 3. 報告第 2 号. あっせん報告について上程いたします。第 7 回総会であっせんすることに決定しておりました件について、張間委員より報告願います。

張間委員 平成 30 年 8 月 31 日開催の第 7 回農業委員会総会であっせんすることに決定していた、●●●●●さんから申し出のあった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を●●●●●として調整した結果、売買価格●●●●●円、反あたり●●●●●円で成立しましたのでご報告いたします。以上です。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので、あっせん報告を了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん報告を了承することといたします。

日程第4. 議案第1号. 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、日程第5. 議案第2号. 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案の作成について、日程第7. 議案第4号. 農用地利用配分計画の変更について、この3議案を一括して審議することといたします。なお、この件は●●●●委員に関する案件ですので、議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(書記朗読)
説明願います。

係長 議案第1号は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありました。10月17日付けで、借主●●●●から、農地中間管理事業により●●●●さんの農地を賃貸借していた件につき、一部合意解約の申出がありました。理由としては、平成27年当時、今回、合意解約した●●●●さんの農地については借受希望者がおらず、やむを得ず●●●●が借り受けたものの、大型の作業機による耕作が困難であることから解約することとなりました。場所については、8・9ページの赤枠の図面をご参照ください。

なお、本件は、農地法第18条第1項に規定する農地の引き渡しを行う期限の6ヶ月以内に成立した合意解約に該当しているため、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、審議の参考にさせていただけたらと思います。

二つ目の議案第2号についてですが、合意解約が成立した●●●●●●さんの農地につき、再度、農用地利用配分計画案を立てるものであります。当該地について、これまで他に借り受けを希望される方はいませんでした。●●●●●●さんが中間管理事業による

当該地の借り受け希望を持っておりますので、新たな配分計画案につき、審議をお願いいたします。

配分計画案につきましては、本総会で審議後、公社に送付し、知事の認可を経て賃借が成立することになります。

場所につきましては、先ほどと同じ 8～9 ページの赤枠の図面をご参照ください。

三つ目の議案第 4 号についてですが、本件は農用地利用配分計画の変更についてであります。

貸主 ●●●●、借主 ●●●●で賃貸借していた件につき、一部を合意解約したため、賃借面積と賃借料を変更することについて審議していただくものであります。

場所につきましては、先ほどと同じ 8～9 ページの青枠の図面をご参照ください。

変更の根拠としては 29 ページの赤線をご覧ください。配分計画様式 2 の共通事項の (12) に賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更禁止とありますが、後段で真にやむを得ない場合は例外的に認められるとあり、今回は、この部分を適用したものであります。

議長 これより質疑に入ります。議案第 1 号につき質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件について、この合意解約が農地法第 18 条第 1 項の北海道知事の許可は不要であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は農地法第 18 条第 1 項の北海道知事の許可は不要であると決定いたしました。

続きまして議案第2号につき質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件について、農用地利用配分計画案を北海道農業公社に提出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

議案第2号については、原案どおり決定することといたします。

続きまして議案第4号につき質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件について農用地利用配分計画を変更することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

議案第4号については、原案どおり決定することといたします。

日程第6. 議案第3号. 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案の作成について議題といたします。なお、この件は●●●●委員に関する案件ですので、議事に参与できませんので、退席願います。

朗読願います。(書記朗読)

説明願います。

係長 本件は、農用地利用配分計画の期間満了に伴い、再度、借り受けする配分計画案の作成について審議していただくものであります。

配分計画案につきましては、本総会で審議後、公社に送付し、

知事の認可を経て賃借が成立することになります。場所につきましては、23～24 ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件について農用地利用配分計画案を北海道農業公社に提出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

議案第3号については、原案どおり決定することといたします。

日程第8. 議案第5号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(書記朗読)

説明願います。

係長 本件は、農用地利用集積計画の期間満了に伴う賃貸借の更新であります。場所については32～33 ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本計画案は、適当であると決定いたしました。

日程第9. 議案第6号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(書記朗読)
説明願います。

係 長 本件はあっせんの申し出であります。10月19日付で●●●●、
●●●●さんから●●●●地区の農地を売買もしくは賃貸したい
旨の申し出がありました。場所については36～37ページをご覧ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件について、あっせんすることとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は、あっせんすることに決定し
ました。

あっせん委員については会長指名でよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。決定に従い、あっせん委員の指名を行います。

4番片岡委員、9番西田委員、11番瀬川委員を指名いたします。

日程第10. 議案第7号. 農地法第3条第1項の規定による許可
申請について議題といたします。なお、これは●●●●委員に関
する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(書記朗読)
説明願います。

係 長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。
貸主 ●●●●さん、借主 ●●●●さんとの賃貸借でありま

す。場所については45～46ページ赤枠の図面をご覧ください。説明資料1ページにて「3条の許可基準表」により各要件をチェックしましたが特に問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。

日程第11. 議案第8号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(書記朗読)
説明願います。

係長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

その1は、売主 ●●●●さんと買主 ●●●●さんとの売買であります。場所については45～46ページの青枠の図面をご覧ください。

その2については、●●●●さんが息子の●●●●さんに所有地を使用貸借させるものであります。場所については61～62ページをご覧ください。本件は親子間での使用貸借ですので、現地確認を省略いたします。

その3については、売主 ●●●●さんと買主 ●●●●さんとの売買であります。場所については69～70ページをご覧ください。

なお、説明資料2ページから4ページの「3条の許可基準表」により各要件をチェックしましたが、特に問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。
それでは、現地確認のため休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩を解きまして会議に戻します。

審議を保留にしていた議案第 7 号農地法第 3 条の許可申請ならびに議案第 8 号、農地法第 3 条の許可申請その 1 からその 3 について審議します。

この件について意見を求めます。村田委員。

村田委員 ただいまの現地確認の結果、議案第 7 号農地法第 3 条第 1 項による許可願いが出ている件については、●●●●さんから●●●●さんなのですけども、問題ないので許可してよろしいと思います。

次に議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項による許可願いが出ている件、●●●●さんと●●●●さんについても、問題ないと思いますので許可してよろしいと思います。

同じく議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項による許可願い、●●●●さんと●●●●さんについても許可してよろしいと思います。

議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項による許可願い、●●●●さんから●●●●さんに対しても問題なく、許可してよろしいと思います。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は、許可することに決定しました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第 8 回農業委員会総会を終了いたします。